

UTokyo Affiliate による本学の活動への協力について

令和 7 年 1 月 3 0 日
総 長 裁 定

第 1 本学がアメリカ合衆国（以下「米国」という。）で実施する教育研究及び社会連携に関連する活動に協力する者として、UTokyo Affiliate を置くことができる。

第 2 UTokyo Affiliate は、次に掲げる本学の活動を支援する。

- (1) 米国における本学のプレゼンスを向上させるための活動計画の立案
- (2) 本学と米国在住の本学卒業生との関係強化に資する取組み
- (3) 米国におけるファンドレイジング戦略の検討
- (4) 米国における本学の情報発信戦略の検討
- (5) その他総長が特に必要と認めること

第 3 UTokyo Affiliate は、本学卒業生その他の学外者のうちから総長が指名し、役員懇談会に報告する。

第 4 UTokyo Affiliate を置く期間は、総長の在任期間を超えないものとする。

附 則

この裁定は、令和 7 年 1 月 3 0 日から実施する。